

雇児総発 0327 第 1 号、雇児福発 0327 第 2 号
雇児保発 0327 第 1 号、雇児母発 0327 第 1 号
障障発 0327 第 1 号

平成 24 年 3 月 27 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

家庭福祉課長

保 育 課 長

母子保健課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

児童福祉法第 47 条第 5 項に基づき児童福祉施設の長等が緊急措置をとった場合の
都道府県知事又は市町村長に対する報告について

児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業における養育者又は里親（以下「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）について、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）のあるものであっても、監護等に関し、その児童等の福祉のために必要な措置をと

ることができる（児童福祉法第 47 条第 3 項）が、本年 4 月 1 日に施行される民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）において、その措置を児童等の生命又は身体の安全を確保するために緊急の必要があると認めてとった場合には、速やかにそのとった措置（以下「緊急措置」という。）について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、児童福祉法第 21 条の 6 若しくは同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置又は保育の実施等を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならないとされた（改正後の児童福祉法第 47 条第 5 項）。

そのため、施設長等がこれらの緊急措置をとった場合の報告先等について整理したのでご了知いただくとともに、管内の児童相談所、福祉事務所並びに市町村及び関係団体等に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 規定の趣旨

改正後の児童福祉法第 47 条第 5 項においては、施設長等は、親権者等がいる入所中又は受託中の児童等に対し、その児童等の福祉のためにとることができる必要な監護等の措置について、当該措置が児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、親権者等の意に反してもとることができることとし、当該緊急措置をとった場合には、都道府県知事又は市町村長に報告しなければならないとされた。

これは、施設長等は、児童等の生命・身体に関わる緊急の事案においては、親権者等の意に反しても児童等の保護という目的を達するために必要な措置をとらなければならない一方で、児童等の生命・身体に関わる重要な事案であることに鑑み、当該緊急措置をとった場合においてその妥当性を担保するために、施設入所の措置等を行った都道府県知事又は市町村長へ報告する義務を課すものである。

2 緊急措置の報告先

改正後の児童福祉法第 47 条第 5 項に基づく緊急措置をとることのできる児童等に係る措置等は、通所給付決定（児童福祉法第 21 条の 5 の 5 第 1 項）、入所給付決定（同法第 24 条の 3 第 4 項）、障害児通所支援の措置（同法第 21 条の 6）、施設入所等（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親委託を含む。以下同じ。）の措置（同法第 27 条第 1 項第 3 号）、助産の実施（同法第 22 条第 2 項）、母子保護の実施（同法第 23 条第 2 項）及び保育の実施（同法第 24 条第 4 項）をいう。

(1) 通所給付決定又は障害児通所支援の措置

通所給付決定又は障害児通所支援の措置に係る児童等に緊急措置をとった場合にあっては、給付費の支給を決定又は通所支援措置を行った市町村長に報告する。

なお、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「障がい者制度整備法」という。）により、平成 24 年 4 月 1 日より障害児通所支援の措置の権限が都道府県から市町村に移行されるが、施行前の都道府県がとった措置については、障がい者制度整備法附則第 32 条第 1 項の規定により施行日に市町村が行った措置とみなされるため、移行前の都道府県知

事の措置に係る児童等の緊急措置に関する報告先は市町村長である。

(2) 入所給付決定又は施設入所等の措置

障害児施設への入所給付決定又は施設入所等の措置に係る児童等に緊急措置をとった場合にあっては、給付費の支給を決定又は入所等の措置を行った都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の場合は市長）に報告する。

(3) 助産の実施又は母子保護の実施

助産施設又は母子生活支援施設への入所に係る児童等に緊急措置をとった場合にあっては、助産の実施又は母子保護の実施を行っている都道府県知事、市又は福祉事務所を設置する町村の長に報告する。

(4) 保育の実施

保育所への入所に係る児童に緊急措置をとった場合にあっては、保育の実施を行っている市町村長に報告する。

3 留意事項等

報告事項については別紙の様式例を参考とし、入所措置等の事務を所管する部局課、児童相談所又は福祉事務所に提出させるものとする。

なお、改正後の児童福祉法第 47 条第 5 項において、緊急措置は親権者等の意に反してもとることができることとされているところ、都道府県知事又は市町村長への報告については、規定上、緊急措置をとった場合において要することとされていることから、当該緊急措置が親権者等の意に反したか否かにかかわらず、緊急措置をとった場合には都道府県知事又は市町村長へ報告しなければならないことに留意されたい。

また、施設長等において緊急措置をとる必要が想定される事例としては、保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないいわゆる医療ネグレクトへの対応（緊急に保護者の意向が把握できない場合の対応を含む。）が考えられることから、平成 24 年 3 月 9 日雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」を参照の上、必要に応じ児童相談所と連携して対応されたい。

別 紙 (様式例)

発第 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇知事 殿

〇〇 〇〇 印

児童福祉法第47条第5項に基づき、次のとおり、報告します。

児童等	氏 名	
	生年月日	平成 年 月 日生 (歳)
緊急措置が必要 となった原因と なる事象	発生日時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
	内 容 (診断名)	
緊急措置	措置日時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
	内 容	
今後の見込み		
連絡先住所 連絡先電話番号		